

「売買取引に準じた会計処理」の具体的方法(借手 - 2回目)**1. 前回専門委員会における借手の会計処理に関する主なコメント**

- あまり膨大な作業になることは想定していない。設例などを一から作るのではなく、現行の会計基準、実務指針の一部手直し(退職給付の注解の削除のイメージ)でよいのではないか。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引の具体的な会計処理については、実務指針でほとんど検討済ではないか。移転、移転外(基幹設備)、移転外(細かい事務機器のようなもの)、純粋なオペレーティング・リース取引に区分されると思うが、の類型をどう掘り下げるかがポイントになるのではないか。
- 有形固定資産に対する所有権移転外ファイナンス・リース取引の期末残高のウェイトが5%未満である会社が6割を超えている状況を踏まえ、個々の資産の重要性だけでなく、会社全体でのリース資産の重要性を考えた実務的配慮がなされるべきである。
- 現在の原則法を強制し確定債務をオンバランスすることが今回の目的である。よって、現在の原則法で想定されていない販売益部分の分離やサービス部分の分離は検討の範囲を超えているのではないか。サービスを組み込んだ複合タイプのリースについては様々な形態があり、要素別に展開するアイデアをリース会計に取り入れるのは、収益認識の議論にも関連するため想定されている時間では無理と考える。現状のリース基準は、構成要素別には会計処理せず、すべて金利とみなすと割り切っているはずである。
- リース基準は、割賦の会計処理に手をつけないという前提で作られており、それが良いのか悪いのかを議論し始めると、別のテーマになる。また、複合取引の議論を行うことも、想定された時間から考えると、細かいところには手をつけないほうがよいと思う。
- 検討の中に、税務との調整を入れて欲しい。また、消費税の会計処理についても明らかにして欲しい(事務局よりASBJで税との調整を行うことは難しいと回答)。

II. 前回の議論を踏まえた提案

前回の議論を踏まえ、「売買処理に準じた会計処理」をベースに審議する上で、以下に提案する方法をたたき台にして議論を行ってはどうか（たたき台であり、今後の議論により修正され得るものである。）。

1. 借手の会計処理の全般的な考え方（費用配分の考え方）【前回論点 1】

論点及び考えられるパターン

借手においてリースに伴い生じる費用について、どのように配分するか。その場合には、リース料総額とリース資産の差額の実質をどのように捉えるか。

(パターン A) 利息法により逡減的に費用計上する方法

A-1 全体を利息法により逡減的に計上する方法

A-2 利息部分のみを利息法により逡減的に計上し残額を定額的に計上する方法

(パターン B) 定額的に費用計上する方法

事務局提案

【(パターン A-1) 利息法により逡減的に費用計上する方法】を原則的な方法とし、簡便的な取扱いとして一定の場合に【(パターン B) 定額的に費用計上する方法】の適用を認めてはどうか。

会社全体のリース資産が重要性がないと認められる場合に、【(パターン B) 定額的に費用計上する方法】の適用を認めてはどうか。

【(パターン B) 定額的に費用計上する方法】については、以下のいずれかの方法を選択できることとしてはどうか。

利息相当額を定額費用処理する方法

利息相当額を控除しない方法

上記の取扱いの他、個々のリース資産が一定の金額以下である場合には、オペレーティング・リース取引として（又は準じて）取り扱うことができるとしてはどうか（「2. 少額資産の取扱い」参照）。

借手の会計処理(所有権移転外ファイナンス・リース取引)

【原則的な取扱い】

	貸借対照表	損益計算書
原則	資産及び負債の計上	<ul style="list-style-type: none"> ■ 支払利息の計上(利息法により逓減的に費用計上) ■ 減価償却費の計上

【簡便的な取扱い】

	貸借対照表	損益計算書
会社全体のリース資産に重要性がないと認められる場合	資産及び負債の計上	<ul style="list-style-type: none"> ■ 支払利息の計上(定額的に計上又は利息相当額を認識しない) ■ 減価償却費の計上
個々のリース資産が一定の金額以下である場合	資産及び負債を計上しない。 【オペレーティング・リース取引として(又は準じて)扱う = 賃貸借取引に準じた処理】	<ul style="list-style-type: none"> ■ 支払リース料の計上

分析

基本的な考え方

【(パターン A) 利息法により逓減的に費用計上する方法】は、現行のリース会計基準が想定している方法であり、所有権移転外ファイナンス・リース取引が有する複合的な性格のうち、金融の側面を重視した方法と考えられる。国際会計基準及び米国会計基準でも、同様の方法が採用されている。

一方で、自社による取得と所有権移転外ファイナンス・リース取引は、類似性はあるものの、異なる経済的性格を有する(取得の場合には、資金調達とは別個に行われるが、リースの場合には、資産の取得と資金調達が一体として行われ、通常は利用期間と資金調達の期間は一致する。また、トータルとしてのキャッシュアウトフローが売買によるそれと比較して少ないと想定される。) 此の特性を踏まえ、借手が資産の使用に必要なコスト(取得価額及び金利)を契約期間にわたる定額のキャッシュ・フローとして確定する点に着目した場合には、パターン B(定額的な費用計上)とする考え方

もある。

また、利息法により費用配分を行うことは実務的に煩雑な処理となり、【(パターンB)定額的に費用計上する方法】は、結果的に賃貸借処理と同じ費用配分となるため、実務的になじみやすい側面もある(費用処理科目は異なるが、B/S、P/Lの金額はリース事業協会の別記考え方Aと同様となる。)

以上の諸点を踏まえ、現行のリース会計基準が想定している方法であることを尊重し、【(パターンA)利息法により逡減的に費用計上する方法】を原則的な取扱いとしつつ、会社全体のリース資産に重要性がないと認められる場合に、【(パターンB)定額的に費用計上する方法】の適用を認めてはどうか。

会社全体のリース資産に重要性がないと認められる場合については、以下のような規程が想定されるが、詳細については検討が必要となる。

- ✓ 負債に与える影響度
- ✓ 有形固定資産残高に対する比率
- ✓ 自己資本比率に与える影響度

パターンAの適用方法

リース料総額とリース資産の差額は、概念的には金利部分、維持管理費用、サービスの対価、貸手の利益等で構成されると考えられる。パターンAは、【リース料総額とリース資産計上額との差額すべてを利息相当額として利息法により逡減的に配分する方法(A-1)】と、【差額のうち利息部分を利息法により逡減的に計上し残額(維持管理費用、サービスの対価、貸手の利益等で構成される)を定額的に計上する方法(A-2)】が考えられるが、少なくとも借手にとっては通常、構成要素を知り得ないことから、一括して利息法を適用する(A-1)が適当と考えられるがどうか。

なお、現状の実務指針では、維持管理費用相当額について、リース料総額から控除するのが原則であるが、一般に、契約書等で明示されない場合が多く、また、重要性が乏しい場合が少なくないため、その金額がリース料に占める割合に重要性が乏しい場合は、これをリース料総額から控除しないことができる、とされている。

【前回の専門委員会におけるコメント】

例えば、不動産賃貸借でも、構成要素でみれば減価償却・維持管理・金利などが含まれるが、通常区分せず賃料として支払われている。動産のリース料も同様であり、複合取引であっても、リース料一本でよいのではないか。

パターンＢの適用方法

【（パターンＢ）定額的に費用計上する方法】は、（a）利息相当額を定額費用処理する方法と（b）利息相当額を控除しない方法とが考えられる。（a）利息相当額を定額処理する方法は、実務指針でも利息法によった場合と各期への配分結果に大きな相違が生じない場合には認められており（小宮山委員：「級数法等」の等に含まれる。）また、金融商品実務指針（第130項「売上債権等に含まれる金利部分の会計処理」）でも容認されている方法である。

さらに、重要性がないことを前提すると（b）利息相当額を控除しない方法も容認されると考えられるがどうか。

2. 少額資産の取扱い

現状の実務指針

- リース実務指針においては、以下に該当する場合、資産計上を省略することができる。
- （a）少額なリース資産（資産の取得の場合の費用計上の基準と同じ。1単位ごとに20万円など）
- （b）リース期間が1年未満のリース取引
- （c）企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引で、リース契約1件当たりの金額が少額な取引（リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の取引）

事務局提案

上記の（a）（b）（c）に該当するリース取引（金額基準については必要に応じて見直し）については、オペレーティング・リース取引として（又は準じて）取り扱うことができるとしてはどうか。

分析

リース実務指針では、所有権移転外ファイナンス・リースを原則処理（売買に準じた会計処理）した場合、金額基準等により、上記の簡便的な取扱いを定めている。これは、現状の例外処理（賃貸借取引に準じた会計処理）した場合の注記における簡便的な取扱いと同様である。

この実務指針の考え方を踏襲した上で、例外処理（賃貸借取引に準じた会計処理）が

廃止されることに伴い、これらの取引をオペレーティング・リース取引として(又は準じて)扱うこととしてはどうか。

なお、300万円基準に関しては、リース会計基準制定当時の状況を反映して設定されているが、状況の変化が認められる場合には、必要に応じて見直すこととしてはどうか(この場合には、現状の実態を検討することが必要となる。)

3. リース資産及びリース負債の計上方法(前回論点3)

考えられるパターン

(パターンE) リース料総額の割引現在価値

E-1 貸手の計算利率で割り引く。

E-2 借手の追加利率により割り引く。

(パターンF) リース料総額(割引前金額)

(パターンG) 貸手の購入価額

(パターンH) 借手の見積現金購入価額

(パターンZ) リース資産の公正価値

(注) パターンの番号は、前回専門委員会と同じものを使用しているため、連番となっていない。

事務局提案

借手の会計処理の全般的な考え方(費用配分の考え方)で、利息相当額を控除しない方法を採用した場合は、【(パターンF)リース料総額(割引前金額)】を採用することではどうか。

利息相当額を控除する方法による場合は、現状の実務指針を踏襲して、以下としてはどうか。

【現状の実務指針】

貸手の物件購入額等が明らかな場合は、以下のいずれか低い額

- リース料総額の現在価値(割引率は、貸手の計算利率を知り得る場合は当該利率を、知りえない場合は借手の追加借入利率を用いる。)(パターンE)
- 貸手の物件購入額等(パターンG)

貸手の物件購入額等が明らかでない場合は、以下のいずれか低い額

- リース料総額の現在価値(割引率は上記と同様)(パターンE)
- 見積現金購入価額(パターンH)

分析

各パターンの意味づけ

リース資産及び負債の計上額については、各々、以下の意味付けができる。

(パターン E-1) リース料総額の割引現在価値(貸手の計算利率)

- 貸手の想定売却価額(貸手の取得価額+販売益)を反映したものとなり、貸手の想定利回りが利息相当額として反映される。

(パターン E-2) リース料総額の割引現在価値(借手の追加借入利率)

- 借手がリース料総額と同額の資金調達を行ったと仮定した場合の利息費用が算出される。

(パターン F) リース料総額(割引前金額)

- リース料の支払総額を表す。

(パターン G) 貸手の購入価額

- 借手が貸手の購入価額と同額で取得した場合の減価償却費が計上される。貸手の販売益がある場合には、利息相当額で処理される。

(パターン H) 借手の見積現金購入価額

- 借手が、自社で取得したのと同じ減価償却費が算出される。自社の取得よりもリースのほうが有利と選択してリースを実施した場合、その便益分は利息相当額が減少することとなる。

(パターン Z) リース資産の公正価値

- 基本的にパターン Hと同様と考えられる。

利息相当額を控除する方法の場合

リース負債の評価の側面を考えると、貸手の想定利回りが反映される【(パターン E-1) リース料総額の割引現在価値(貸手の計算利率)】が、取得よりもリースを選択した借手の行動を最も反映すると考えられる。

リース資産の評価の側面を考えると、貸手の借手への想定販売価格が反映される【(パターン E-1) リース料総額の割引現在価値(貸手の計算利率)】が、同様にリースの実態を最も反映すると考えられる。ただし、資産の評価上は、リース資産の時価がリース料総額の割引現在価値を下回る場合は、リース資産の時価を超えた価額を付さないために、当該リース資産の時価で測定することとなる。

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、負債の計上の必要性が重視され

ていることを踏まえると、 の負債の評価の考え方を基本に考えていくべきと思われる。ただし、資産と負債が同額で計上されることを考えると、 の資産の評価も合わせ考えることとなる。

リース実務指針では、リース料総額の現在価値(パターンE)と貸手の購入価額(パターンG)又は見積現金購入価額(パターンH)のいずれか低い額とされている。国際会計基準及び米国会計基準では、リース料総額の現在価値(パターンE)とリース資産の公正価値(パターンZ)のいずれか低い額で算定される。

貸手の購入価額(パターンG)又は見積現金購入価額(パターンH)をリース資産の公正価値の代替と考えれば、我が国の実務指針も国際会計基準及び米国会計基準と同様な方法と考えられ、それらは の考えに基づくと考えられる。

よって、現状の方法である実務指針の方法をたたき台として議論することとしてはどうか。その際、以下の点についてどう考えるか。

- ✓ 下記の前回の専門委員会におけるコメントにどのように対応するか。
- ✓ 貸手の購入価額又は見積現金購入価額を、リース資産の時価として整理するか。

【前回の専門委員会におけるコメント】

- 貸手の物件購入価額等は、リース会社では通常は開示していないため、それを前提としたルールは実態を反映していないのではないか。
- 貸手の計算利率も、リース会社では開示していない。また、借手の追加借入利率の算出も借手にとっては実務的には煩雑である。
- 現状では、リース会社が資産、負債の計上額を計算しているのが実情である。オンバランスにした場合は、借手企業が実務的に困らないように配慮して欲しい。

利息相当額を控除しない方法の場合(「1.借手の会計処理の全般的な考え方」事務局提案参照)

利息相当額を控除しない方法を採用した場合は、【(パターンF)リース料総額(割引前金額)】を採用することとなると考えられる。

４．リース資産の償却（前回論点４）

考えられるパターン

償却方法

（パターンⅠ）自己の所有している固定資産と同様の償却方法

（パターンⅡ）リース資産については、自己の所有している固定資産と異なる償却方法（定額法、級数法等）を設定可能

償却年数

（パターンⅢ）物件の耐用年数による償却

（パターンⅣ）リース期間による償却

残存価額

（パターンⅤ）自己の所有している固定資産と同様の残存価額を見込む。

（パターンⅥ）ゼロ又は借手の残価保証額とする。

事務局提案

現状の実務指針を踏襲して、以下としてはどうか。

償却方法 = （パターンⅡ）リース資産については、自己の所有している固定資産と異なる償却方法（定額法、級数法等）を設定可能とする。

償却年数 = （パターンⅣ）リース期間による償却とする。

残存価額 = （パターンⅥ）ゼロ又は借手の残価保証額とする。

分析

償却方法について

所有権移転ファイナンス・リース取引については、物件の取得と同様と考え、自己の所有する固定資産と同様の償却方法が採用されている。所有権移転外ファイナンス・リース取引についても、フル・ペイアウトである点は所有権移転ファイナンス・リース取引と同様である点を強調すると、【（パターンⅠ）自己の所有している固定資産と同様の償却方法】の採用が考えられる。また、同一環境下にある自社資産とリース資産は同一の償却方法によるべきとの意見もある。国際会計基準及び米国会計基準では、パターンⅠが採用されている。

一方で、所有権移転外ファイナンス・リースについては、取得との類似性がある一方

で、異なる経済実態もあるため、この点を強調すると【(パターン J) 自己の所有している固定資産と異なる償却方法(定額法、級数法等)の設定】の採用も考えられる。実務指針では、我が国の企業では自社資産の償却に残存価額 10%定率法が広く採用されていることからパターン I の採用は難しいとし、パターン J の採用を認めている。当該状況については、実務作成当時と変化はないと考えられるため、実務指針の考え方を踏襲することではどうか(基本的には、固定資産の償却方法全体の問題と考えられる)。

償却年数

の記載と同様に、所有権移転外ファイナンス・リースについても、物件の取得と考えた場合は、【(パターン K) 物件の耐用年数による償却】がなじみやすい。しかしながら、所有権移転外ファイナンス・リースについては、通常の取得と異なり、物件を使用できる期間がリース期間に限られるという特徴があり、経済的には物件そのものの取得ではなく使用する権利の設定である。よって、【(パターン L) リース期間による償却】を採用してはどうか。

残存価額

所有権移転外ファイナンス・リース取引の場合には、物件の取得と異なり、リース期間経過後は返還が必要である。したがって、残価はゼロ(残価を保証している場合にはその金額)としてはどうか。

5. 開示

事務局提案

以下の項目について、貸借対照表注記としてはどうか。

ファイナンス・リース取引

- 有形固定資産の各貸借対照表残高に含まれるリース資産の主要種類別の取得原価総額及び減価償却累計額総額(移転、移転外の区分ごと)

オペレーティング・リース取引

- 未経過リース料

分析

リース会計基準及び実務指針では、原則法によった場合の注記は規定されていない。

審議資料(5) - 2

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

リース資産については、所有権を有していないという性質があるため、種類別の注記を行うことでは情報開示の観点から有用ではないか。

国際会計基準及び米国会計基準で要求されているリース債務の支払年次別の内訳は、借入金等明細表で開示されることになると思われる。

オペレーティング・リース取引の開示に関しては、現状の開示の踏襲である。

なお、国際会計基準、米国会計基準では、ファイナンス・リースについて、以下の注記が要求されている。

国際会計基準
<ol style="list-style-type: none">1. 資産の種類別の帳簿価額2. 最低リース料総額とそれらの現在価値の調整、及びそれらの期間別内訳(1年内、1年超5年内、5年超)3. 各期に発生した変動リース料4. 解約不能の転貸リースに基づいて将来受け取る最低リース料総額5. リース契約条件の一般的な記述(以下を含む): 変動リース料の算定基礎、更新又は購入選択権・エスカレーション条項の有無、配当・借入・追加リースの制限などの条項
米国会計基準
リース資産の主要種類別の取得原価総額及び減価償却累計額総額 将来支払う最低リース支払額の総額及び今後5年間の各年度支払額(維持管理費用と利息相当額を控除した純額も開示) 解約不能の転貸リースに基づいて将来受け取る最低リース料総額 各期に実際に発生した偶発賃借料総額 リース資産に係る減価償却額 リース契約条件の一般的な記述(以下を含む): 変動リース料の算定基礎、更新又は購入選択権・エスカレーション条項の有無、配当・借入・追加リースの制限などの条項

6. リース会計基準改訂する際の適用初年度の取扱いをどうするか。(前回論点6)

事務局提案

会計処理を変更する期より以前に開始されたリース取引については、引き続き賃貸借取引に準ずる会計処理を採用することを認めてどうか。その場合には、当該部分について現状要求されている注記(売買取引に準じた会計処理を適用した場合の情報)を継続することとしてはどうか。

会計処理を変更する期より以前に開始されたリース取引について売買取引に準ずる処理に変更する場合、適用初年度の期首における未経過リース料残高相当額を取得価額とし、期首に取得したものとして扱うことができるとしてはどうか。

リース会計基準を改訂した際の、適用初年度の取扱いに関する借手の論点としては、以下のものが考えられる。

- 既契約分の取扱い
- 既契約分も売買に準じた処理とする場合の、取得価額相当価額等の簡便的な計算
上記の提案は、リース会計基準設定時の取扱い(監査委員会報告第54号リース取引に係る監査上の取扱い(平成6年5月10日日本公認会計士協会 監査委員会))と同趣旨のものであるが、特に問題はあるか。

なお、事務局提案 にしたがって、会計処理を変更する期より以前に開始されたリース取引について引き続き賃貸借取引に準ずる会計処理を採用し、現状要求されている注記を継続した場合、リース期間が長いものは長期にわたり注記がなされることとなるが、特に問題はないか。

III. 所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理に関する中小企業の取扱い

中小企業への適用に対する考え方は、以下で良いか(資料の内容は、前回専門委員会と同じ)。

- すべての株式会社は、公正なる会計慣行を斟酌して計算書類を作成することが義務付けられている(商法第32条第2項)。
- ASBJの公表する企業会計基準等は、「公正なる会計慣行」に含まれる。同様に本年8月に公表された「中小企業の会計に関する指針」(日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、企業会計基準委員会の4団体名で公表)も「公正なる会計慣行」として中小企

業が適用することが推奨されている。

- 「中小企業の会計に関する指針」では、基本的には中小企業であっても会計基準を適用するスタンスだが、中小企業においては、コストベネフィットを考慮した簡便的な会計処理を採用することも容認している。したがって、リース会計基準・適用指針の具体的内容が大筋で固まった時点で、中小企業にとってのコストベネフィットを考慮した場合に、一律に公開企業と同様の会計処理を強制することが適切かどうかに関して、「中小企業の会計に関する指針」作成検討委員会及び同専門委員会検討を行うことになると想定される。
- ASBJ も同作成検討委員会及び同専門委員会にメンバーを出しており、また、中小企業に配慮することは企業会計基準委員会で確認されていることから、その場では、積極的に議論に参加する。
- 仮に一定の場合にオンバランスする方向で会計基準、適用指針の内容が固まった場合には、その考え方を逸脱しない範囲で、中小企業の過重負担にならないような提案をすることになるのではないか。

(前回専門委員会でのコメント)

- 「中小企業の会計に関する指針」では、連結子会社が対象外となっているが、実務面の配慮が必要な点は同様であり、適用範囲を検討頂きたい。

以 上